

2007年（平成19年）3月20日
教育委員会定例会資料

藤沢市青少年会館の休館日開館の承認について

このことについては、藤沢市青少年会館の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの）である財団法人藤沢市青少年協会より藤沢市青少年会館条例施行規則（平成3年教委規則第11号）に基づき、休館日の開館及び供用時間の変更について依頼があったため、承認するものです。

1. 承認期間

2007年（平成19年）4月1日から2008年（平成20年）3月31日まで

2. 承認内容

①毎月第3月曜日を除く月曜日を開館する。ただし、第3月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる場合は開館する。

（藤沢市青少年会館条例施行規則第2条第2項）

②第3月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日に休館する。

（藤沢市青少年会館条例施行規則第2条第2項）

③開館する月曜日の供用時間については午前9時から午後5時までとする。

（藤沢市青少年会館条例施行規則第3条第2項）

3. 承認理由

藤沢市青少年会館指定管理者である財団法人藤沢市青少年協会は設立以来培ってきた経験や実績などを活かし、本市の青少年健全育成の一翼を担う中で、時代や社会の要請による事業展開を図ってきている。

その中で昨年、期間を限定して実施した青少年のためのフリースペースの開放を年間通じて実施し、より機能を発揮できることやその実施により青少年利用の利便性が高まることから承認するもの。

(参考)

藤沢市青少年会館条例施行規則 抜粋

(休館日)

第2条 青少年会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日)

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第12条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(供用時間)

第3条 青少年会館の供用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日は午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用時間を変更することができる。

以 上